

証券コード 1881
2022年2月25日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目19番11号
株式会社 NIPPO
代表取締役社長 吉 川 芳 和

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2022年3月31日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）16,972,584株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

第1号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は28株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）、現行定款第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(ご参考) 株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本臨時株主総会において、2022年3月31日をもって当社株式16,972,584株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、この株式併合及び単元未満株式の廃止に伴い、株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（ロードマップ・ホールディングス株式会社）に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、株式併合の効力発生日の直前時点、すなわち株式併合の効力発生日の前日である2022年3月30日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付価格と同額である4,000円を乗じた金額に相当する金額が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 主なスケジュール

2022年3月28日（月曜日）（予定）	当社株式の最終売買日
2022年3月29日（火曜日）（予定）	当社株式の上場廃止日
2022年3月31日（木曜日）（予定）	本株式併合の効力発生日
2022年6月下旬頃（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付

以上